

○サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等

(平成二十六年十一月二十八日)

(経済産業省告示第二百三十四号)

改正 平成二九年 三月二八日経済産業省告示第五四号
同 三一年 三月二九日同 第六八号
令和 元年 七月 一日同 第四六号
同 五年 三月二八日同 第二三号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十一条の三第一項及び第八十一条の四の規定に基づき、サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等を次のように定めたので、告示する。

サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等

1 判断の基準

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第2号に規定するサッシ（以下「サッシ」という。）の製造、加工又は輸入の事業を行う者（以下「熱損失防止建築材料製造事業者等」という。）は、目標年度（令和12年4月1日に始まり令和13年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するサッシの熱損失防止性能（3に定める方法により測定した値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷数量により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準熱損失防止性能の数値を上回らないようにすること。

区 分	区分名	基準熱損失防止性能
片上げ下げ窓及び両上げ下げ窓に用いられるサッシ	上げ下げ	2.30
片引き窓、引違い窓、引分け窓及び両袖片引き窓に用いられるサッシ	引違い	2.16
固定窓に用いられるサッシ	FIX	1.87
すべり出し窓に用いられるサッシ	すべり出し	2.04

2 表示事項等

2-1 表示事項

サッシの熱損失防止性能に関し、熱損失防止建築材料製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ 品名又は形名

ロ 区分名

ハ 熱損失防止性能

ニ 熱損失防止建築材料製造事業者等の氏名又は名称

2-2 遵守事項

(1) 2-1のハに掲げる熱損失防止性能は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第4第2号下欄に掲げる数値を有効数字2桁以上で表示すること。

(2) 2-1に掲げる表示事項の表示は、性能に関する表示のあるカタログ又はサッシの選定にあたり熱損失防止建築材料製造事業者等により提示される資料の見やすい箇所に容易に消えない方法で記載して行うこと。

3 熱損失防止性能の測定方法

(1) 1の熱損失防止性能は、日本産業規格（以下「JIS」という。）A4710(2015)に規定する方法により測定された熱貫流率又はJIS A2102—1(2015)若しくはA2102—2(2011)に規定する方法により算出された熱貫流率とする。この場合において、当該窓のガラスは、熱貫流率が特定される場合を除き、次の表の左欄に掲げるサッシの種類に応じ、同表の右欄に掲げる熱貫流率のものを用いることとする。ただし、単板ガラス3枚で構成される複層ガラスに対応可能なサッシが単板ガラス2枚で構成される複層ガラスにも対応可能な場合には、単板ガラス2枚で構成される複層ガラスに対応可能なサッシのガラスの熱貫流率を用い、単板ガラス2枚で構成される複層ガラスに対応可能なサッシが単板ガラス1枚にも対応可能な場合には、単板ガラス1枚に対応可能なサッシのガラスの熱貫流率を用いることとする。

サッシの種類	ガラスの熱貫流率
単板ガラス3枚で構成される複層ガラスに対応可能	0.82

なサッシ	
単板ガラス2枚で構成される複層ガラスに対応可能なサッシ	1.60
なサッシ	
単板ガラス1枚で構成される複層ガラスに対応可能なサッシ	6.00

(2) (1)の場合において、1の熱損失防止性能は、出荷するサッシが構成する窓の面積に関わらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄の試験体を用いて、測定又は算出した熱貫流率とすることを認める。ただし、試験体の構造及び材質は、次の表の右欄の試験体の開閉形式等の違いを除き、出荷するサッシと同一のものである場合に限る。

区分	試験体
片上げ下げ窓に用いられるサッシ	①両上げ下げ窓と固定窓との連窓であり伝熱開口面積2.0平方メートル以上2.6平方メートル以下の窓 ②両上げ下げ窓であり伝熱開口面積0.8平方メートル以上1.2平方メートル以下の窓 ③片上げ下げ窓と固定窓との連窓であり伝熱開口面積2.0平方メートル以上2.6平方メートル以下の窓 ④片上げ下げ窓であり伝熱開口面積0.8平方メートル以上1.2平方メートル以下の窓
両上げ下げ窓に用いられるサッシ	①両上げ下げ窓と固定窓との連窓であり伝熱開口面積2.0平方メートル以上2.6平方メートル以下の窓 ②両上げ下げ窓であり伝熱開口面積0.8平方メートル以上1.2平方メートル以下の窓
片引き窓に用いられるサッシ	①引違い窓であり伝熱開口面積2.0平方メートル以上2.6平方メートル以下の窓 ②片引き窓であり伝熱開口面積2.0平方メートル以上2.6平方メートル以下の窓
引違い窓、引分け窓及び両袖片引き窓に用いられるサッシ	引違い窓であり伝熱開口面積2.0平方メートル以上2.6平方メートル以下の窓
固定窓に用いられるサッシ	①たてすべり出し窓と固定窓との連窓であり伝熱開口面積2.0平方メートル以上2.6平方メートル以下の窓

	②たてすべり出し窓であり伝熱開口面積0.8平方メートル以上1.2平方メートル以下の窓 ③固定窓であり伝熱開口面積1.5平方メートル以上2.0平方メートル以下の窓
すべり出し窓に用いられるサッシ	①たてすべり出し窓と固定窓との連窓であり伝熱開口面積2.0平方メートル以上2.6平方メートル以下の窓 ②たてすべり出し窓であり伝熱開口面積0.8平方メートル以上1.2平方メートル以下の窓 ③すべり出し窓であり伝熱開口面積0.8平方メートル以上2.6平方メートル以下の窓
たてすべり出し窓に用いられるサッシ	①たてすべり出し窓と固定窓との連窓であり伝熱開口面積2.0平方メートル以上2.6平方メートル以下の窓 ②たてすべり出し窓であり伝熱開口面積0.8平方メートル以上1.2平方メートル以下の窓

附 則

この告示は、平成二十六年十一月三十日から施行する。ただし、2の規定は、平成二十九年三月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月二八日経済産業省告示第五四号)

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日経済産業省告示第六八号)

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省告示第四六号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和五年三月二八日経済産業省告示第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第三条 サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等の2の規定により行うべき表示事項等は、令和六年三月三十一日までは、従前の例によることができる。